

令和元年(ワ)第33338号  
新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件  
(次回期日:2021(令和3)年3月1日)

原告 半澤一宣  
被告 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

準備書面(その10)(被告ら共通)

2020(令和2)年11月28日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

原告 半澤一宣

今月26日の弁論準備手続における被告らの答弁についての原告の意見

今月26日に開かれた弁論準備手続の席で、被告ら(の代理人弁護士)は、原告が今月8日付準備書面(その8)で記した求釈明について、担当裁判官の目の前で、

「(原告の求釈明に)回答する必要はありません」

と答弁しました。

これに対して原告が「それは説明責任逃れではないですか?回答する必要は無いとする理由は何ですか?」旨を問い質しても、被告らは、

「後は裁判所が判断することです」

としか答えませんでした。

被告らが、当該求釈明に応じないまま原告と争う姿勢を変えないでいる現状は、新幹線列車内における喫煙ルームの存在と(三次喫煙を含む)受動喫煙発生との間には因果関係があるとの原告の主張を否定しない(できない)にもかかわらず、喫煙ルームを存置し続けても(三次喫煙を含む)受動喫煙の防止を義務づけた健康増進法への違反にはならないと主張していることになる理屈です。

つまり被告らは、自らの主張が正当であることの根拠を示さない、言い換えれば合理的な根拠の無い、矛盾した不当な主張をしていることになるわけです。

こんな答弁では、原告は納得できませんし、裁判所も納得できないのではないのでしょうか。

原告は、上記・準備書面(その8)で、

「被告らが、原告の求釈明に応じない旨の意思表示をした場合(中略)は、被告らが反論権を放棄し、原告の主張はすべて正しい、ひいては被告らが新幹線列車内の喫煙ルームを廃止せずにいるのは違法だと自ら認めたものとみなし、すみやかに被告らの主張を退け、被告らに喫煙ルームを全廃するよう命じる判決を出す」

べきである旨の主張を記しました。

そして被告らは、今月9日付で、この準備書面（その8）の受領書を、原告へ送達しています。

つまり被告らは、上記・準備書面（その8）の内容を承知した上で、弁論準備手続の席で求釈明への回答を拒絶し、すなわち自らの非を事実上認めながら、それでもなお原告と争う姿勢を示し続けていることになるわけです。

被告らのこのような姿勢は、被告らの社会的体面（いわゆるメンツ）を守ることを優先する結果、原告だけでなく、今なお新幹線列車内で理不尽な受動喫煙の強要＝「煙の暴力」に晒されている不特定多数の利用者の気持ちをも傷つけ馬鹿にする、不誠実さこの上ない態度として、厳しく非難されるべきものです。

そして、これは同時に、被告らが、

**「今後も新幹線列車内で三次喫煙を含む受動喫煙が繰り返し発生し続けても関知しません（知りません）」**

と、健康増進法が義務づける受動喫煙の防止に係る責務の放棄、すなわち自らの違法行為（不作為）を一方的に正当化しようとするものに他なりません。

これは、

**「法律は守らなくても構わない」**

とする、法治国家に対する重大な挑戦でもあり、断じて許してはなりません。

よって原告は、裁判所に対して、本件訴訟に真摯に向き合おうとしない被告らの主張をすべて退け、すみやかに被告らへ喫煙ルームを全廃するよう命じる判決を出すよう、重ねて求めます。

以上